

令和８年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給要綱をここに公表する。

令和８年７月３０日

三豊市長 山下 昭史

三豊市告示第 189 号

令和 8 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、エネルギー・食料品価格等における物価高騰等の影響を受けている三豊市（以下「市」という。）の区域内の介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所（以下「サービス事業所」という。）の経済的負担を軽減し、安定的及び継続的な事業運営を支援するため、予算の範囲内において臨時的な措置として実施する令和 8 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象)

第 2 条 支援金の支給の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和 8 年 6 月 1 日（以下「基準日」という。）から令和 9 年 3 月 31 日まで市の区域内で別表のサービスの種類の欄に定めるサービス事業所を運営している事業者であること。

(2) 対象となるサービス事業所の運営費に支援金を全額充当することができる事業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、支援金の支給の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団又は同条第 6 号の暴力団員であって経営に関与しているもの

(2) 前号に掲げる暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

(支援金の額)

第 3 条 支援金の額は、別表のサービスの種類の欄に掲げるサービスの種類に応じ、それぞれ同表の支援金の額の欄に定める額とする。

(支給申請)

第 4 条 支援金を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、別表のサービスの種類の欄に掲げるサービスの種類ごとに令和 8 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書（様式第 1 号。以下「申請書兼請求書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第 2 号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1 事業者につき別表のサービスの種類の欄に掲げるサービスの種類ごとに1 回限りとする。

3 第1 項の規定による申請の期限は、市長が別に定める。

(支給決定等)

第5 条 市長は、前条第1 項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金の支給又は不支給を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給を決定したときは必要な条件を付した令和8 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給決定通知書(様式第3 号)により、不支給を決定したときは令和8 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金不支給決定通知書(様式第4 号)により、申請事業者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第6 条 市長は、支援金の支給決定を受けた申請事業者(以下「支給決定事業者」という。)が次のいずれかに該当したときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けたとき。

(2) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(支援金の支払)

第7 条 市長は、第5 条第1 項の規定により支援金の支給を決定したときは、速やかに支給決定事業者に支援金を支払うものとする。

(申請の取下げ)

第8 条 申請事業者は、第5 条第1 項の規定による支給決定等を受けた場合で、支給の申請を取り下げようとするときは、同条第2 項の通知を受けた日の翌日から起算して1 0 日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げを記載した書面の提出があったときは、当該申請に係る支援金の支給決定はなかったものとみなす。

3 市長は、第5 条第1 項の規定により支給の決定を行った後、申請書兼請求書の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず申請書兼請求書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支援金の支給ができなかったときは、当該申請及び請求は取り下げられたものとみなす。

(支援金の返還)

第9 条 市長は、第6 条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査)

第 10 条 市長は、支援金の支給に関し必要と認めるときは、申請事業者及び支給決定事業者に対し報告を求め、又は実地に調査することができる。

（関係書類の保存）

第 11 条 支給決定事業者は、支援金に係る関係書類等（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を、支援金の支給を受けた翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第 12 条 支援金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第 13 条 この告示に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 6 条及び第 9 条から第 11 条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第 2 条―第 4 条関係）

（単位：円）

区分	業種	サービスの種類	支援金の額
介護	訪問系	訪問介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅介護支援又は福祉用具貸与・販売	50,000
	通所系	通所介護 通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護	100,000
	入所及び入居系	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活	定員 50 人未満 150,000
			定員 50 人以上 250,000

		介護	
障がい	訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	50,000
	通所・日中活動系	療養介護 生活介護 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労選択支援 就労定着支援 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス	100,000
	居住支援系	自立生活援助 共同生活援助 施設入所支援 短期入所	定員50人未満 150,000
			定員50人以上100人未満 250,000
	相談支援	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 障害児相談支援	50,000
高齢者福祉	入所	老人保護措置	定員100人以上 350,000

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

(宛先) 三豊市長

申請（請求）者 千

所在地

法人名(事業者名)

代表者 職・氏名

担当者名

電話番号

令和 8 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策
支援金支給申請書兼請求書

令和 8 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金の支給を受けた
いので、令和 8 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給要綱
第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請（請求）します。

記

- 1 区 分 介護・障がい・高齢福祉
- ※申請書兼請求書は、区分ごとに作成してください。

- 2 支給申請（請求）額
-
- 円

内訳

事業所名称	サービスの種類	定員数	申請（請求）額
			円
			円
			円
			円

- 3 振込先口座

金融機関名		金融機関コード				
支店名等		支店コード				
口座種別	普通・当座	口座番号				
フリガナ						
口座名義						

年 月 日

（宛先）三豊市長

所在地 _____

法人名（事業者名） _____

代表者 職・氏名 _____ 印

誓約書

私は、令和8年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金の申請に当たり、下記の1及び2の事項について相違ないことを誓約するとともに、3及び4の事項について遵守することを誓約します。

記

- 1 基準日から令和9年3月31日まで市の区域内において、介護・障害福祉等サービス事業所を運営します。
- 2 支給された支援金は、対象となる事業の運営費に全額充当します。
- 3 市から調査、報告、是正等の措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 虚偽の記載及び不正があった場合は、支援金を市が定めた期日までに返還します。

様式第 3 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長 印

令和 8 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和 8 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金について、下記のとおり支給することに決定したので、令和 8 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 区 分	
2 事業所名称	
3 支給決定額	円
4 支給条件	(1) 令和 8 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給要綱の規定を遵守すること。 (2) 基準日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで市の区域内で介護・障害福祉等サービス事業所を運営すること。 (3) 支給された支援金は、対象となる事業所の運営費に全額充当すること。 (4) 市からの調査、報告、是正等の措置の求めに応じること。 (5) 支援金に係る関係書類等（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を支援金の支給を受けた翌年度から起算して 5 年間保管すること。 (6) 令和 8 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給要綱の規定に違反した場合は、支援金の返還に応じること。

様式第 4 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長 印

令和 8 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金不支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和 8 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金について、下記の理由により支給しないことに決定したので、令和 8 年度三豊市介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金支給要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

不支給の理由